

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査）小松 久男 

学位申請者 王長青 (Wang Changqing、ワン・チャンチン)

論 文 名 清代初期のモンゴル法とその適用
—順治年代（1644—1661）を中心に—

【審査結果】

本論文は、近年出版された文書史料（モンゴル語、マンジュ語）を主資料として順治年代（1644—1661）を中心とした清代初期のモンゴル法の内容とその適用を分析し、モンゴル地域に対する清帝国の支配の浸透の状況を法制の上からあきらかにしている。とくに、その時々に個別的に制定された法律との間に編纂された法典との関係、中央から派遣された高官がモンゴル地域の支配者に直接伝達した命令の具体的な内容、実際の裁判における清朝の制定した法律とモンゴル固有の法律の適用についての分析は独自のもので、従来の研究の空白をうめるのに成功している。全体として本論文は、モンゴル法制史に十分な貢献をする研究として評価された。よって審査委員会は、論文審査と最終試験（公開審査）の結果にもとづき、全員一致で、学位申請者に対し博士（学術）の学位を授与するのが適当と判断した。

2016年2月12日（金）の最終審査には本学教授小松久男（主査、副指導教員）、二木博史教授（主任指導教員）、岡田和行教授（副指導教員）のほかに外部から吉田順一早稲田大学名誉教授（モンゴル史）、萩原守神戸大学教授（モンゴル法制史）が参加した。

【論文の概要】

本論文は以下の9章から構成される。全167ページ。

序章 研究目的と研究の意義

第1部

第1章 清朝のモンゴルに対する立法

第2章 順治時代のモンゴルの法と裁判

第3章 清朝初期のモンゴル法のあり方とその適用

—バーリン旗の事例を手がかりに—

第4章 清朝初期のモンゴルにおける男丁隠匿とそれに対する清朝の刑罰

—順治時代の事例を中心に—

第2部

第1章 「会盟に下した命令書」 (*čiyulyan-du bayulyaysan jarliy-un bičig*) について

第2章 清朝初期における会盟実施について

第3章 「命令書」の内容

終章 結論と今後の課題

序章では、清代のモンゴル法の研究の状況を概観し、資料不足のためにこれまで清代初期のモンゴル法の研究が十分にはなされてこなかつたこと、近年、『清内秘書院蒙古文檔』『清内閣蒙古堂檔』『清朝前期理藩院滿蒙文題本』などの文書史料（モンゴル語、マンジュー語）の刊行がなされ研究が可能になったことがのべられている。

第1部第1章では、『満文原檔』などの史料により、アイシン国皇帝ホンタイジが法律の制定という方法でモンゴル社会に対する支配を徐々に強化したこと、アイシン国時代に制定された法律と崇徳8年（1643年）の『蒙古律書』が密接な関係にあること、1636年に清帝国が成立するとホンタイジの対モンゴル支配はさらに強化され、崇徳2年（1637）にはモンゴルで発生したすべての事件について中央政府で処理できるシステムが確立され、モンゴル人専用の「外の法」という法律が存在していたこと、合同裁判制度の導入によってモンゴル地域の領主（ザサグ）の権限が制限されたことなどについてのべる。

第2章では、崇徳8年（1643年）の『蒙古律書』が順治14年（1657年）に修正され、修正された規定には中国伝統の処刑方法がとりいれられていること、順治時代にはマンジュー語で *toktobuha fafun i bithe (dangse)*などとよばれる、モンゴル人を対象とした法典があり実際に裁判に適用されていたこと、順治年代には崇徳年代と同様、裁判が三審制（1審は旗、2審は盟、3審は理藩院）であったが、内モンゴルのホルチン地域では他の地域とことなり、ジョリグト親王がホルチン左翼の上級裁判所の役割をはたしていたこと、下級審を通りこして中央政府機関である理藩院に直接越訴する事例も確認できることなどが明らかにされている。

第3章では、内モンゴルのバーリン旗のふたつの事例を分析し、順治時代には清朝の制定したモンゴル法と伝統的モンゴル法が併存し、実際の事件の処理に際してモンゴル固有法が優先されていた事例があること、旗（ホショー、行政単位）の支配者であるザサグが

事件の当事者である場合、清朝は理藩院の役人以外の複数の地域の役人を捜査に参加させていたこと、旗で第1審がおこなわれたのは、訴訟当事者の経済的負担を軽減させる目的もあったことなどを論じている。

第4章では、順治、康熙時代の事例により、清代初期のモンゴル人男丁隠匿（モンゴルの貴族が自分の統括するソム〔ホショーの下部単位〕の箭丁〔兵士身分の者〕を戸籍に故意に登録しないこと）について検討し、同時期には男丁隠匿に関する詳細な規定が存在したが『康熙会典』に収録されていない例もあること、崇徳年代に制定された男丁隠匿に関する規定が順治時代には準拠されなくなったこと、男丁隠匿の告発は兵士を登録した年にのみ可能であったこと、兵士登録の基準には身長のたかさもふくまれていたこと、奴隸が男丁隠匿を告発した事例も確認できること、告発の背景には貴族による被支配者への暴力や過度のアルバ（貢納・賦役）の要求に対する不満もあったことなどをあきらかにしている。

第2部第1章では、順治・康熙年代に作成された20通の「会盟に下した命令書」の作成・伝達のプロセス、命令書の書式、これらの命令書の『清実録』への記載の有無が検討されている。命令書は最初に理藩院で基本的な内容を記した文書が作成されたあと皇帝に上奏され、裁可のあと理藩院と内閣の間のやりとりをへて内閣に命令書原案の作成が依頼され、大学士と学士が原案を皇帝に上奏し、裁可のあと、押印された正式の命令書が理藩院の大員あるいは会盟に派遣される大臣に手交されたとする。命令書の書式については、法律を直接引用する形式がとられていたこと、『清実録』との関係については、20通の命令書のうち、2通以外は『清実録』に記録されていないことを指摘する。

第2章は、「会盟」（*čiyulyan*）の性格の分析にあてられている。すでに崇徳2年（1637年）にはモンゴル地域の貴族の会盟に清朝中央政府の大員が参加し皇帝の命令書を伝達する方式がとられていたことを確認するとともに、順治・康熙年間の史料により、会盟実施の場所、時期について考察している。会盟の場所については、参加する貴族の格によって決定されていたとし、たとえばホルチン諸旗の貴族・官員はトウシェート親王の旗（ホショー）に、チャハル、ジャロード等11旗の場合はチャハルのアブナイ親王の旗に召集されたこと、実施の時期は規定上3年に1度とされていたが、事件や犯罪の発生状況、訴訟当事者の経済的状態によって変更があったことを論じている。

第3章では、20通の「会盟に下した命令書」のモンゴル語・マンジュ語のテキストをローマ字に転写し日本語訳を付すとともに、その意味を解釈し、清代に編纂された法律集に収録された法律との関係を考察し、命令書にふくまれる法律のおおくが清代モンゴル法の集成にはふくまれていない貴重な法制史料であることを強調する。また命令書にはいっている窃盜の再発防止、男丁の隠匿禁止、武器の点検・整備の規定が清代モンゴルの法典と

関係があること、命令書の分析によって従来の研究では不明だった法律の改定や裁判制度の変容をあきらかにしうることをのべる。

終章では、1部と2部の内容が整理され、今後の展望がしめされている。

【論文の評価】

清帝国においてモンゴル人は、支配者マンジュ人の同盟者として特別な地位をあたえられ、各時代にモンゴル人専用の法律が制定された。ながい間、清朝モンゴル法としては18世紀の乾隆時代の『蒙古律例』、19世紀の『理藩院則例』が主要な資料とされてきたが、近年、康熙34年（1695年）ごろの『理藩院律書』、さらに康熙6年（1667年）の『蒙古律書』が発見され、よりはやい時期のモンゴル法の具体的な内容があきらかになった。しかし清代初期、すなわち崇徳、順治年代の対モンゴル人法については、断片的な情報しか利用できない状況がつづいてきた。本研究はこのような研究上の空白をうめるこころみと位置づけることができ、そのこころみはかなりの程度成功したと評価することができる。

本研究でとくに評価されたのは、以下の点である。

- (1) 日本、中国、モンゴル、ドイツ、ソ連・ロシアにおけるモンゴル法制史の研究成果をふまえ、近年利用が可能になった一次史料（モンゴル語、マンジュ語）を分析して実証的な研究をおこない、清代初期のモンゴル法の内容をあきらかにした。
- (2) 伝統的モンゴル法にかわる清朝モンゴル法の制定と配布を通じて清朝がモンゴル地域に対する支配を強化していくプロセスを明確にしめした。
- (3) 法律の条文の解釈にとどまらず、裁判の事例、命令書をあつめ、法律の実効性についても論じている。
- (4) 清朝中央政府からモンゴル地域に定期的に派遣された高官が皇帝の命令を伝達し事件の処理をおこなった会議（会盟）の分析によって、清代のモンゴル支配の根幹をなす盟旗制度の初期のすがたを具体的にしめした。

今後の課題として審査委員からだされた主要なコメントは以下のとおりである。

- (1) 研究の対象を特定の史料に限定したため、清帝国にとってのモンゴル地域の役割、清の法制全体のなかでの対モンゴル人法の位置づけなどの記述・分析が、かならずしも十分とはいえない。
- (2) 法制史の研究成果を利用しつつ、モンゴルの事例をもとにあらたな清朝国家のイメージ、さらには帝国の統治構造を展望するような、より大きな議論をすることも可能では

ないか。

(3) 唐律以来の中国法が清朝モンゴル法に影響している可能性がある事例については、明律、清律などの中国法もいっしょに検討したほうがよかつた。

これらのコメント、質問は学位請求者の提出した本論文の価値を評価したうえで、将来の研究に期待する意味でなされたものだが、王長青（Wang Changqing）氏の応答は誠実かつ具体的で、研究の現段階における到達点と今後の課題を十分に自覚していることが確認された。

論文の内容と最終試験の結果を総合的に判断して、審査委員会は全員一致で、上記の結論に達した。